

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 12 月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900304号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900077号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年3月30日から同年4月1日まで

A事業所に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録がない。源泉徴収票の退職年月日は、平成7年3月31日となっており、同年3月分の厚生年金保険料は控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所に係る平成7年分給与所得の源泉徴収票の退職年月日(平成7年3月31日)は、請求者の同事業所に係る雇用保険の加入記録の離職年月日(同年3月30日)、及び同事業所が加入していたB健康保険組合から提出された請求者の被保険者台帳の喪失年月日(同年3月30日)のいずれとも符合していないものの、請求者が保有する事業主から請求者宛の手紙により、請求者は請求期間に同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所の請求期間当時の事業主は既に亡くなっている上、オンライン記録によれば、同事業所は平成9年1月28日に名称変更し、平成14年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、名称変更後に事業主であった者に照会したが、当該元事業主は、A事業所から引き継いだ人事記録、賃金台帳等の資料はない旨陳述していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者から提出された上記源泉徴収票には、社会保険料等の金額が記載されているものの、請求者は給与明細書を保有しておらず、厚生年金保険料等の内訳及び控除対象月が不明である上、前述のとおり、請求期間当時の事業主は亡くなっており、事業所名称変更後に事業主であった者も請求期間当時の資料はない旨陳述していること等から、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額の中に、請求期間の厚生年金保険料が含まれているか推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。